

與 一

(現に鹿島郡中島・上町二部落を併せて里俗熊木と稱す。與一は中島村の人なり。)

九月四日。上杉景勝、加賀の一向一揆蛭川重親等に、その越中國境に據り來援を請へるを以て、當月中出馬すべきを報す。

【別本歴代古案】

一七六六

去月八日之書狀、今月三日到來慥見届候。皆々越中境堪忍、門跡手前相守之由、心地之至感入候。仍當方出馬之儀、初秋に相定之處、越中相殘侍共様々申寄子細共候間、其旨趣首尾調之間、於于今延引之様候。近日時宜可相調候間、當月中必可令出馬候。其間之儀、如何にも堅固之仕置肝心に候。將又當方之儀、無心元存間敷候。縱如何様之儀候共、前代以來賀國入魂之儀候間、見放儀有間敷候。此段有疑心者不可有曲候。兎角越中之者共申寄様子、有首尾爲不亦相調も、於出馬者令必然候間、彼刻火先次第手合専用候。恐々謹言。

(天正十年) 九月四日

蛭川新七郎殿

廣瀬四郎二郎殿

奥彦四郎殿

長谷川兵十郎殿

高桑孫左衛門尉殿

山本若狭守殿

高橋新左衛門尉殿

九月五日。前田利家、長連龍に、互に和親すべき起請文を與ふ。

【長 文書】 金澤

一七六七

天爵起請文事

一、入國已來少も無如在之事。
一、自今以後彌不可有疎意事。
一、其方と我等間之事、誰々雜說申候共、遂糺明、於不實者其人可被成敗事。
右條々、少於僞者、梵天帝釋(天)第四天王、惣日本國中大小神

(上杉) 景 勝

祇、別者愛宕白山熊野春日日月光八幡大菩薩天滿大自在天神御爵蒙、此世にては弓矢冥加永盡、白癩黒癩受病、來世にては永無間ニ可墮在者也。仍起請文如件。

前又左

天正拾 九月五日

利 家 血判

(連題) 長九郎左衛門尉殿

參

九月五日。前田利家、羽咋郡中川村の太郎右衛門に、在々百姓の潜匿せる者を歸住せしむ。

【中川村文書】 羽咋郡

一七六八

今度敵働ニ付而、在々百姓共隠候由、尤候。押へ人數遣候間、早々可立歸之旨、村々其手引くへ可申觸候。若此度不出百姓は、末代可拂在所者也。

(天正十年) 九月五日

(前田) 家 在印

中川村

太郎右衛門尉所へ

(この文書の年次は明らかならずといへども、その

敵働といふものは石動山合戦を指すが如し。依りてこゝに列す。)

九月六日。前田利家、山城石清水八幡宮に、鹿島郡新庄村七拾俵の地を寄進す。

【石清水文書】 山城

一七六九

新庄村之内を以七拾俵、八幡へ爲新寄進進之候。全可有領知者也。仍如件。

天正十 九月六日

(前田) 家 在判

八幡別當 寶幢坊

(この新庄村は、天正十四年十月初日前田利家の寄進狀に飯川八幡村とするものにして、後の八幡新庄のうち八幡村なり。而してその寄進地は慶長十一年十月廿八日前田利長に依り鳳至郡光浦村三拾五石と交換せらる。)

九月六日。前田利家、鹿島郡七尾の町人氷見屋に、宅地及び田地を與へて、その子性寂坊の功